

(一関市蔵のひろば条例施行規則の一部を改正する規則)

改正前				改正後			
別表（第7条関係）				別表（第7条関係）			
施設名	利用区分	単位	使用料	施設名	利用区分	単位	使用料
蔵ホール	冷暖房料	1時間	100円	蔵ホール	冷暖房料	1時間	100円
	電気器具等（消費電力500W以上のものに限る。） _____を持込使用する場合の電気料金	<u>1回につき消費電力量1kWhまで</u> <u>1回につき消費電力量1kWhを超える場合</u>	<u>3kWhまでは100円とし、3kWh増えるごとに50円を加算する。</u>		電気器具等（消費電力の合計が500Wを超える場合に限り。） _____を持込使用する場合の電気料金	<u>コンセント1か所につき1時間（コンセント1か所当たりの消費電力は1500Wまでとする。）</u>	50円
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。